

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

**群馬県最低賃金は
時間額 837円
令和2年10月3日より改正**

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（☎027-896-4737）または群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬県労働局： <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>



INFORMATION
インフォメーション

| 人口と世帯 | 日本人住民 | | 外国人住民 | |
|-------|--------|--------|-------|-----|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 安中地域 | 21,504 | 22,023 | 259 | 277 |
| 松井田地域 | 6,108 | 6,366 | 42 | 71 |
| 合計 | 27,612 | 28,389 | 301 | 348 |

合計 56,650人 世帯数 24,727 (令和3年1月末日現在)

困市民生活課相談支援人権係
（☎内線1207）

問合せ▼

岩井輝雄さんと田中文夫さんが1月1日付けで法務大臣からの委嘱を受け、人権擁護委員に就任(再任)しました。
 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアで毎月の人権相談や啓発活動を行うなど、皆さんの身近な相談相手です。日常生活の中で、人権問題だと感じることはありません。お気軽に人権相談をご利用ください。



田中文夫さん



岩井輝雄さん



お知らせ

**人権擁護委員が
決まりました**

| 種類 | 申請先 |
|---------------|---------------------------------|
| 二輪車(12cc以下) | 困 困務課諸税証明係 (☎内線1063) |
| 農耕用などの小型特殊自動車 | 困 住民福祉課税務係 (☎内線2122) |
| 二輪車(12cc超) | 困 関東運輸局群馬支局 (☎050-5540-2021) |

◎各手続の申請先

| | |
|--------------------|---|
| 所有者の住所や氏名が登録時と変わった | 「変更登録」が必要です |
| 所有者が変わった | 「移転登録」が必要です |
| 廃車した | 「抹消登録」されていないと、令和3年度の軽自動車税(種別割)が課税されません(解体業者などへ引き渡しただけでは登録を抹消したことはありません。左の各手続の申請先で確認ができます) |

◎手続が必要な場合

令和3年度の軽自動車税(種別割)は4月1日現在で登録されている車両の所有者に課税されます。

軽自動車などの登録手続はお早めに

4月1日現在で登録されている車両の所有者に課税されます。



防ぐあなたに **金メダル**、
その火事を

春季火災予防運動

また、変更登録をしないと、納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。
 自動車税については、群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343)にお問い合わせください。

移転・抹消登録を3月中に済ませておかないと、今後も課税され続けます。

◎これらの手続を済ませないと

| | | |
|------------|--------------------------|----------------|
| 三輪・四輪の軽自動車 | 困 務所 (☎050-3816-3109) | 困 軽自動車検査協会群馬事務 |
|------------|--------------------------|----------------|